

## 金沢星稜大学学費等納付規程

### (目的)

第1条 この規程は、金沢星稜大学学則（以下「学則」という。）第48条及び第49条第5項に定める学費及びその他の納付金について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程による「学費」とは、経済学部一部及び人間科学部においては、1年次は入学金及び授業料等（授業料及び施設設備費）の合計額（休学者の在籍料を含む。）、2年次以降は授業料等（授業料及び施設設備費）の合計額（休学者の在籍料を含む。）をいう。経済学部二部においては、授業料等（在籍料、授業料、施設設備費及び単位認定料）の合計額をいう。委託学生及び科目等履修生においては、入学金及び履修料の合計額、聴講生においては聴講料をいう。

2 この規程による「その他の納付金」とは、入学検定料、委託徴収金（法人が徴収を委託された諸会費）、手数料、駐車場維持管理費及びCDP科目講師料をいう。

### (学費及びその他の納付金の金額等)

第3条 学費の金額及び納付時期は、別表1のとおりとする。

2 その他の納付金の金額は、別表2のとおりとする。

### (入学金の納付)

第4条 入学を許可された者は、所定の入学金を指定する入学手続期限までに納付しなければならない。

### (納付期限)

第5条 各学期における授業料等及び委託徴収金は、次の納付期限までに納付しなければならない。

学期	納付期限
前期	4月30日
後期	10月31日

2 CDP科目講師料は、全額を6月30日までに納付しなければならない。

### (延納及び分納)

第6条 学長は、経済的な理由等により、第5条に定める納付期限までに授業料等及びCDP科目講師料の納付が困難な者に対して、延納又は分納を許可することがある。

2 前項の許可を得ようとする者は、第5条に定める納付期限までに所定の延納願又は分

納願を学長宛に提出しなければならない。

(延納の納付期限)

第7条 授業料等の延納の納付期限は、次のとおりとする。

学期	納付期限
前期	8月30日
後期	翌年2月28日

2 CDP科目講師料の延納の納付期限は、8月30日までとする。

(分納の納付期限)

第8条 授業料等の分納は各学期の、CDP科目講師料の分納は延納の納付期限までの月割りとし、分納を許可された者は、その月の末日までに納付しなければならない。

(未納者の措置)

第9条 授業料等の納付を滞納した者には督促を行い、なお納付しないときは、学長はこれを除籍することができる。

2 前項で除籍された者が、除籍発令後1か月以内に滞納分の授業料等を納付し、所定の手続を行えば、復籍することができる。

(休学者の授業料等)

第10条 休学者の授業料等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 学期の始めから休学許可になった者は、当該学期授業料等の納付を免除する
- (2) 経済学部一部及び人間科学部の授業料等を既に納付した者が、学期途中で休学許可になった場合は、当該学期授業料等のうち、休学許可当月の翌月以降の授業料等を月割りをもって返還する
- (3) 経済学部二部の授業料等を既に納付した者が、学期途中で休学許可になった場合は、当該学期授業料等のうち、休学許可当月の翌月以降の授業料及び施設設備費を月割りをもって返還する
- (4) 経済学部一部及び人間科学部の授業料等の未納者が、学期途中で休学許可になった場合は、休学許可当月までの授業料等を月割りをもって納付しなければならない
- (5) 経済学部二部の授業料等の未納者が、学期途中で休学許可になった場合は、休学許可当月までの授業料及び施設設備費を月割りをもって納付しなければならない

(退学者の授業料等)

第11条 退学者の授業料等については、退学許可当月までの授業料等を月割りをもって納付しなければならない。

2 授業料等を既に納付した者が、学期途中で退学許可になった場合は、当該学期授業料等のうち、退学許可当月の翌月以降の授業料等を月割りをもって返還する。

(留年、復学者の学費)

第12条 留年又は復学した者の学費は、在籍する学年の学費と同額とする。

2 学期期間途中で復学した者は、復学許可当月からの授業料等を月割りをもって納付しなければならない。

(再入学者の学費)

第13条 再入学しようとする者は、所定の入学金を納付しなければならない。ただし、願い出による退学者が再入学する場合は、これを免除する。

2 再入学を許可された者の学費は、再入学の学年の学費と同額とする。

(施設設備費の納付免除)

第14条 経済学部二部において、修業年限を超えた期間（休学期間は除く。）の施設設備費の納付を免除する。

(休学者の在籍料)

第15条 経済学部一部及び人間科学部の休学者は、第10条により、免除又は返還された授業料等に代えて、在籍料を納付しなければならない。

2 経済学部一部及び人間科学部の休学者が第12条第2項により授業料等を納付した場合、在籍料を月割りをもって返還する。

(委託徴収金の取扱い)

第16条 委託徴収金の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1) 既に納付された委託徴収金は、明らかに重複又は超過納付になった分のある場合を除き、これを返還しない

(2) 学期の始めから休学許可になった者の委託徴収金については、当該学期委託徴収金の納付を免除する

(3) 委託徴収金の未納者が、学期途中で休学及び退学許可になった場合は、休学及び退学許可当該学期の委託徴収金を免除する

(CDP 科目講師料の取扱い)

第17条 CDP 科目講師料については、学長が必要と認めた場合、全額又は一部を返還することがある。

(単位認定料)

第18条 経済学部二部の学生で、学則第12条、第13条及び第14条により単位認定を受ける者は、認定後、単位認定料を納付しなければならない。

(実験、実習費)

第19条 実験、実習に必要な費用は、別表3のとおりとする。

(入学金の不返還)

第20条 既に納付された入学金は、明らかに重複又は超過納付になった分のある場合を除き、これを返還しない。

(授業料等の不返還)

第21条 既に納付された授業料等は、次の各号に掲げる場合を除き、これを返還しない。

- (1) 明らかに重複又は超過納付になった分のある場合
- (2) 第10条第1項第2号又は第3号該当する場合
- (3) 第11条第2項に該当する場合

第22条 科目等履修生で次の各号の一に該当する者は、入学金の納付を免除する。

- (1) 金沢星稜大学の卒業生及び金沢星稜大学大学院の修了生
- (2) 科目等履修生として在籍期間の空白がなく、学期が2期以上継続する者

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、平成15年2月24日に制定し、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年3月18日に経済学部二部学費（別表1）等を改正し、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成18年2月24日に定義等の改正及び在籍料等を追加し、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前から休学している者で、平成18年4月1日以降も引き続き休学する者については、当該休学期間は、第14条（在籍料）を適用しない。

付 則

- 1 この規程は、平成18年5月23日に別表1（学費）を改正し、平成19年度の入学生より適用する。
- 2 ただし、平成18年度以前の入学者については、従前の別表1（学費）を適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成19年3月20日に別表3（実習費）を追加し、平成19年4月1日から施行する。
- 2 ただし、情報演習費については、平成19年度の入学生より適用する。

付 則

この規程は、平成20年3月21日に別表2（その他の納付金）を改正し、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年9月26日に別表3の実習金額を一部改正し、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年3月24日に休学者の授業料の取扱及びその他の納付金ほかを改正し、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年5月26日にCDP科目講師料にかかる延納及び分納等について改正し、平成21年5月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年3月18日に別表を一部改正し、平成22年4月1日から施行する。

別表1 (学費)  
経済学部一部

	費目	金額	納付時期		
			入学手続時	前期	後期
1年次	入学金	120,000円	120,000円	—	—
	授業料	650,000円 (年額)	—	325,000円	325,000円
	施設設備費	250,000円 (年額)	—	125,000円	125,000円
	計	1,020,000円 (年額)	120,000円	450,000円	450,000円
2年次以降	授業料	650,000円 (年額)	—	325,000円	325,000円
	施設設備費	250,000円 (年額)	—	125,000円	125,000円
	計	900,000円 (年額)	—	450,000円	450,000円
休学者の在籍料		24,000円 (年額)	—	12,000円	12,000円

経済学部二部

	納付時期	
	前期	後期
在籍料	10,000円	10,000円
授業料 (単位従量制)	履修単位1単位 10,000円	履修単位1単位 10,000円
施設設備費	50,000円	50,000円
単位認定料	履修単位1単位 5,000円	履修単位1単位 5,000円

※ 卒業単位数124単位を超える科目履修は、1単位5,000円。

※ 経済学部二部在学生の経済学部一部及び人間科学部の科目の履修は、1単位10,000円。

人間科学部

	費目	金額	納付時期		
			入学手続時	前期	後期
1年次	入学金	120,000円	120,000円	—	—
	授業料	720,000円 (年額)	—	360,000円	360,000円
	施設設備費	300,000円 (年額)	—	150,000円	150,000円
	計	1,140,000円 (年額)	120,000円	510,000円	510,000円
2年次以降	授業料	720,000円 (年額)	—	360,000円	360,000円
	施設設備費	300,000円 (年額)	—	150,000円	150,000円
	計	1,020,000円 (年額)	—	510,000円	510,000円
休学者の在籍料		24,000円 (年額)	—	12,000円	12,000円

委託学生及び科目等履修生等

	学部等	入学金	履修料	納付時期
委託学生	経済学部一部	20,000円	1単位につき 20,000円	入学金は入学時とし、履修料は履修登録時とする。
	経済学部二部	10,000円	1単位につき 10,000円	
	人間科学部	20,000円	1単位につき 20,000円	
科目等履修生	経済学部一部	20,000円	1単位につき 20,000円	
	経済学部二部	10,000円	1単位につき 10,000円	
	人間科学部	20,000円	1単位につき 20,000円	
大学コンソーシアム 石川シティカレッジ 特別聴講学生	なし	なし		
大学コンソーシアム 石川シティカレッジ 科目等履修生	10,000円	1単位につき 20,000円	入学金は入学時とし、履修料は履修登録時とする。	

聴講生

	学部等	聴講料	納付時期
聴講生	経済学部一部	1単位相当につき 10,000円	入学金は入学時とし、履修料は履修登録時とする。
	経済学部二部	1単位相当につき 5,000円	
	人間科学部	1単位相当につき 10,000円	
	大学コンソーシアム石川 シティカレッジ聴講生	1単位相当につき 5,000円	

別表2（その他の納付金）

項 目		金 額			
検 定 料 等	入学検定料（経済学部一部及び人間科学部）		30,000 円		
	入学検定料（経済学部二部）		20,000 円		
	大学入試センター試験を利用の場合		17,000 円		
委 託 徴 収 金	学会費 （経済学部二部 3,000 円）		4,000 円		
	学友会費 （経済学部二部 2,000 円）		10,000 円		
	学友会入会金 （経済学部一部及び人間科学部入学時のみ）		1,000 円		
	稲友会費（保護者会費） （経済学部一部及び人間科学部のみ）		10,000 円		
	計		24,000 円 （経済学部一部及び人間 科学部入学時 25,000 円） （経済学部二部 5,000 円）		
手 数 料	在学証明書		1 通につき 300 円		
	学業成績証明書		1 通につき 300 円		
	卒業見込証明書		1 通につき 300 円		
	学業成績・卒業見込証明書		1 通につき 400 円		
	健康診断証明書		1 通につき 300 円		
	卒業証明書		1 通につき 300 円		
	学業成績・卒業証明書		1 通につき 400 円		
	学生証（再発行）		1 件につき 3,000 円		
	仮身分証明書		1 通につき 300 円		
	各種英文証明書		1 通につき 500 円		
	その他の証明書		1 通につき 300 円		
	再試験受験料		1 科目につき 3,000 円		
駐 車 場 維 持 管 理 費	経済学部一部 経済学部二部 （他学部履修のみ）	年額	10,000 円		
	人間科学部	後期のみ	5,000 円		
	経済学部一部 人間科学部	科目等履修生	1 単位 500 円		
C D P 科 目 講 師 料	公務員 コース	1 年次	初級コース		
			C D P（リメディアル）	22,500 円	112,500 円
			C D P（一般知能Ⅰ）	30,000 円	
			C D P（社会科学基礎）	30,000 円	
			C D P（自然科学）	15,000 円	
	C D P（人文科学）	15,000 円			
	2 年次	実力養成コース			
		C D P（一般知能Ⅱ）	30,000 円	127,500 円	
C D P（法律）		37,500 円			
C D P（経済）		37,500 円			
C D P（会計入門）	22,500 円				
3 年次	国家Ⅱ種・地方上級コース	—	180,000 円		
	警察・消防コース	—	150,000 円		
	国税専門官コース	—	240,000 円		
4 年次	国家Ⅱ種・地方上級コース 国税専門官コース	—	40,000 円		

		警察・消防コース	—	30,000円
税理士 コース	1年次	簿記コース CDP（会計基礎）	30,000円	60,000円
		CDP（財務会計基礎）	15,000円	
		CDP（原価会計基礎）	15,000円	
	2年次	税理士簿記論コース CDP（税理士入門）	22,500円	120,000円
		CDP（簿記論基礎）	37,500円	
CDP（簿記論応用）		37,500円		
CDP（簿記論演習）		22,500円		
—	税理士財務諸表論コース CDP（財務諸表論基礎）	40,000円	120,000円	
	CDP（財務諸表論応用）	40,000円		
	CDP（財務諸表論演習）	40,000円		
—	税理士消費税法コース CDP（消費税法基礎）	15,000円	90,000円	
	CDP（消費税法応用）	45,000円		
	CDP（消費税法演習）	30,000円		
小学校 教員 コース	1年次	一般教養コース CDP（リメディアル）	22,500円	82,500円
		CDP（自然科学）	15,000円	
		CDP（人文科学）	15,000円	
		CDP（社会科学基礎）	30,000円	
2年次	教職教養コース	—	30,000円	
3年次	専門科目コース	—	75,000円	
4年次	受験総合コース	—	30,000円	

別表3（実習費）

費目	納付時期	金額
情報演習費	入学時	10,000円
介護等体験費	実習時	実費
その他の実験・実習費	実習時	実費
CDP教材費	前期	実費